

MIO PRESS

OSAKA / KYOTO / KOBE

vol.23

2023.07

LAW
OFFICE
夏号

特集
Special Feature

遺産分割の ルール変更

連載 知つ得! 交通事故

法律コラム 伊藤勝彦弁護士の時事解説

刑事事件入門 オレオレ詐欺

支店便り 「ブラック校則」の問題を考える

リガサボ! よくある消費者トラブルと
クーリング・オフ制度



抽選で30名様に
読者プレゼント
実施中!!

詳しくは裏表紙をご覧ください

「エンディングノート書き方講座」

ご自身のライフプランを考えるきっかけにしていただける講座です。
「エンディングノート」を作って生前対策を始めましょう。

- 日程: 7/12(水)・8/8(火)・9/12(火)・10/3(火)
- 時間: 午前11時から(約1時間)※事前予約制
- 場所: 「みお総合法律事務所」大阪事務所



参加費
無料



大阪・京都・神戸
弁護士法人みお総合法律事務所

代表弁護士: 大阪弁護士会所属 / 澤田 有紀 伊藤 勝彦

〈業務分野〉交通事故 / 遺産相続 / 離婚問題 / 債務整理 / 顧問契約・会社法務 / その他

お問い合わせ・ご相談は
0120-7867-30



通話料無料

受付時間(月~土) / 9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料]

みお 法律

大阪事務所

OSAKA

〒530-8501
大阪市北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
TEL: 06-6348-3055 FAX: 06-6348-3056
執務時間: 月~金曜日 / 9:00~20:00
土曜日 / 10:00~18:00
受付時間: 月~土曜日 / 9:00~17:30

京都駅前事務所

KYOTO

〒600-8216
京都市下京区烏丸通七条下ル東塙小路町
735-1 京阪京都ビル4階
TEL: 075-353-9901 FAX: 075-353-9911
執務時間: 月~土曜日 / 9:30~18:00

神戸支店

KOBE

〒651-0086
神戸市中央区磯上通8丁目3番10号
井門三宮ビル10階
TEL: 078-242-3041 FAX: 078-242-3042
執務時間: 月~土曜日 / 9:30~18:00

読者アンケートプレゼント実施中!



「読者アンケートプレゼント」は、
スマートフォンからもご応募できます!

ご応募は
こちらから



アンケートにご協力いただいた
方の中から、抽選で30名様に澤
田有紀弁護士が執筆した書籍
(1冊)をプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切

2023年9月30日(土)

※当日消印有効

*プレゼントは選ぶことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる
場合があります。予めご了承ください。

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)

- 知つ得! 交通事故
- 遺産分割のルール変更
- 相続問題
- 刑事事件入門
- 労働問題
- 借金問題
- 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他)
- 企業法務
- その他()

Q.2 輸送のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)

- 交通事故
- 遺産問題
- 劳働問題
- 借金問題
- 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他)
- 企業法務
- その他()

Q.3 法律問題でお困りの事・日頃頻繁に思う法律問題など

Q.4 みお総合法律事務所へのご意見・メッセージなど

Q.5 ラジオリスナーですか □ はい □いいえ

「はい」とお答えいただいた方…

□ 今後もMIO PRESS(本誌)の継続送付を希望

アンケートにご協力いただきありがとうございました。



亡くなつた方の財産を相続する場合のことを、法定相続分といいます。

② 法定相続分

- 常に相続人：配偶者
- 第1順位：子ども
(子どもが亡くなっている場合は孫などの直系卑属)
- 第2順位：両親
(両親が亡くなっている場合は、祖父母などの直系尊属)
- 第3順位：兄弟・姉妹
(兄弟・姉妹が亡くなっている場合は甥・姪)

相続が開始した場合の相続人は、民法で定められています。

① 法定相続人

2023年4月1日から、相続

が発生した際の遺産分割についてのルールが変わりました。

これまで、遺産分割には期限がなく、相続開始後何年が経過しても、特別受益や寄与分を考慮した遺産分割ができましたが、

2021年に成立した「民法等の一部を改正する法律」が施行され、この改正により、相続開始後10年以上の間、相続人が遺産分割をしないで放置すると、その後に実施する遺産分割は、特別受益の持ち戻し計算や寄与分の主張を考慮した

- 配偶者と子どもが相続人である場合
配偶者 $\frac{1}{2}$ ・ 子ども(2人以上のときは全員で) $\frac{1}{2}$
- 配偶者と直系尊属が相続人である場合
配偶者 $\frac{2}{3}$ ・ 直系尊属(2人以上のときは全員で) $\frac{1}{3}$
- 配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合
配偶者 $\frac{3}{4}$ ・ 兄弟姉妹(2人以上のときは全員で) $\frac{1}{4}$

亡くなつた方の遺言により指定された割合による相続分をいいます。

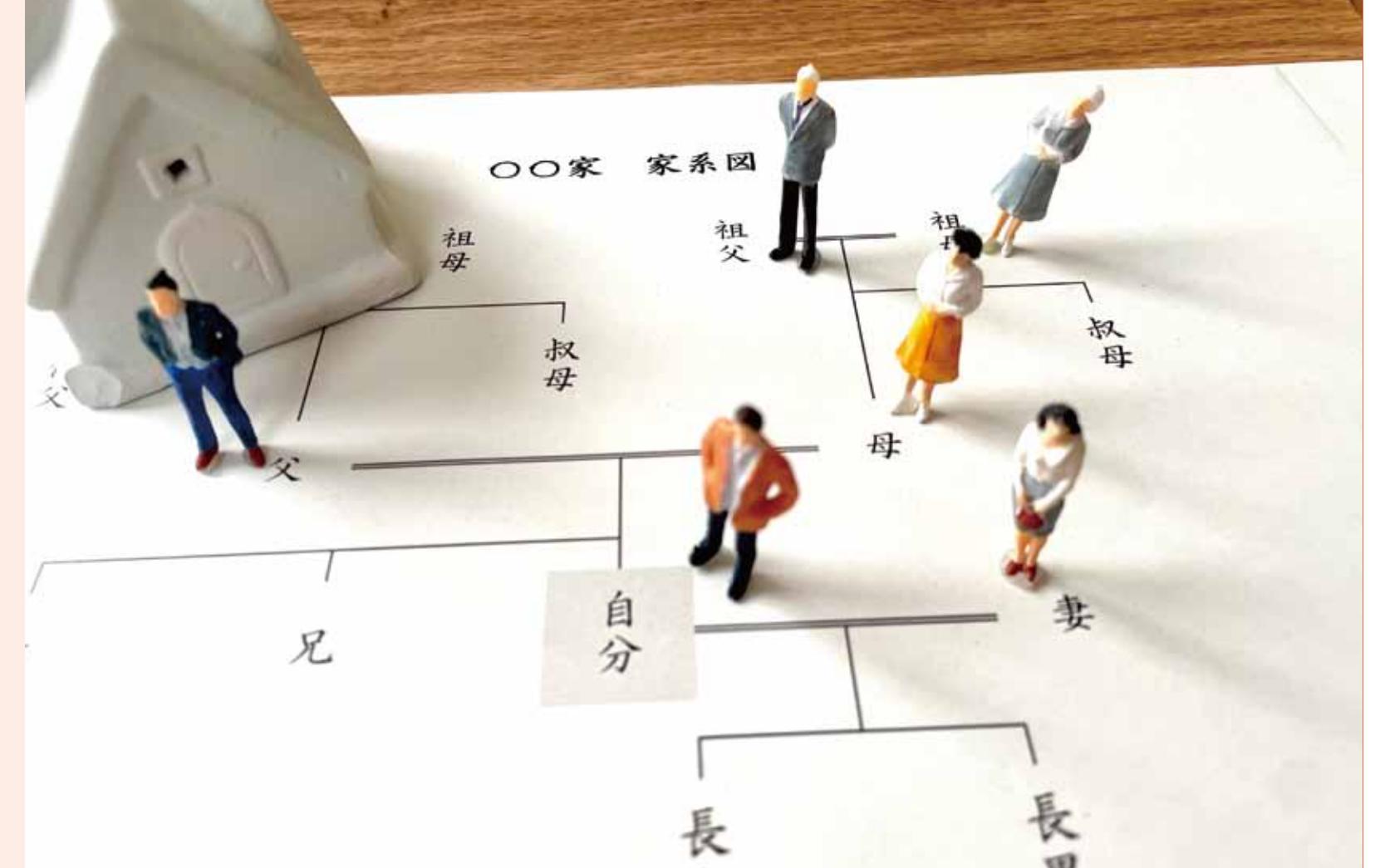
③ 指定相続分

- 特別受益とは、特定の相続人が、被相続人から婚姻・養子縁組・生計の資本として生前贈与や遺贈を受けた際の利益のことをいい、特別受益を受けた相続人を「特別受益者」と呼びます。
- 指定相続分は、左記のとおりです。
- 具体的相続分は、事案により異なりますが、下記の計算式で算出します。
- 具体的相続分 = みなし相続財産 × 法定相続分(又は指定相続分) - 特別受益の価額 + 寄与分の価額

特別受益に当たる贈与・遺贈を受けた相続人は、他の相続人よりも優遇を受けていることになります。そこで、相続人間での不公平を調整

④ 具体的相続分

法定相続分は、左記のとおりです。



これだけは知つておきたい「相続の基本知識」

ルール変更の 遺産分割の ルール変更



弁護士
羽賀 倫樹
Tomoki Haga

一 休業損害のポイント
会社員の場合、収入は簡単に証明できます。ただし、休業したことは認められますが、実際の休業日数が算定に影響する場合があります。

保険会社から示談金額の提案があつたときは、特に争点がないと思われた方も、弁護士への相談を検討いただければと思います。

一 入通院慰謝料のポイント

会社員の方で、怪我の程度が比較的軽い場合には、勤務先との関係を考慮してか、なかなか病院に行けず、通院日数が少なくなることがあります。

今回は、被害者が会社員の方の場合は、被

ら、被害者の方の職業や年齢に応じた解決の特徴とポイントについて、4回に分けて解説します。今回は、被害者の方が会社員の場合です。

本コラム担当の羽賀です。今回から、被害者の方の職業や年齢に応じた解決の特徴とポイントについて、4回に分けて解説します。今回は、被害者の方が会社員の場合です。

本コラム担当の羽賀です。今回から、被害者の方の職業や年齢に応じた解決の特徴とポイントについて、4回に分けて解説します。今回は、被害者の方が会社員の場合です。

会社員の場合、収入が不明確であることはあまりなく、示談の際に保険会社と目に見える形での争いは比較的生じにくいと言えます。争いが生じにくくのであれば、弁護士に依頼するメリットがあまりないのかと言えば、実は、争いがないように見える事案ほど、弁護士に依頼するメリットは大きいと言えます。その理由は、明確な争点がない事案の場合、本来示談金を減額する要素がないため、弁護士が入った場合に示談金額を大幅に増額できる可能性が高いからです。

会社員の場合は、有給を利用して休業した場合も、休業損害が認められます。毎年有休を使い切つている方は難しいですが、有給を使いつつ、勤務先に迷惑をかけられないとして、休業しないか、したとして保険会社と争いになることは多くありません。

ただ、怪我が比較的軽い場合には、勤務先に迷惑をかけられないとして、休業しないか、したとして保険会社と争いになることは多くありません。

会社員の場合は、有給を利用して休業した場合も、休業損害が認められます。毎年有休を使い切つている方は難しいですが、有給を使いつつ、勤務先に迷惑をかけられないとして、休業しないか、したとして保険会社と争いになることは多くありません。

一 後遺障害逸失利益の特徴

会社員の場合、後遺障害が残ったとしても、事故前と特に収入が変化しないことがあります。収入が下がっていないのであれば、将来の減収を補填するための後遺障害逸失利益は認められないようにも思えますが、実際には必ずしも否定されているわけではありません。将来的な減収の可能性があることや、被害者の方の特別の努力でカバーしている場合もあることが影響していると思われます。

寄与分とは、亡くなつた方の事業を手伝つたり、財産的な援助、療養監護などによつて、亡くなつた方の財産の維持又は増加について特別の貢献をした相続人に對して、その寄与した分を上乗せして、相続分以上の財産を取得させる制度です。

このようなことから、2021年の民法改正において、相続開始から10年を経過した後にする遺産分割は、寄与分や特別受益の主張はできず、原則として法定相続分（又は指定相続分）によることとするとの改正がなされました。

② 改正法施行後の新ルール

相続が開始したのに遺産分割が

このようなことから、2021年の民法改正において、相続開始から10年を経過した後にする遺産分割は、寄与分や特別受益の主張はできず、原則として法定相続分（又は指定相続分）によることとするとの改正がなされました。

改正法の施行日前に開始した相続についても、改正法の新ルールが適用されます。

ただし、経過措置により猶予期間が設けられ、「相続開始時から

含まれているとみなしたうえで、特別受益を受けた相続人がいる場合、特別受益の金額が相続財産に法定相続分を計算することをいいます。

するため、※「特別受益の持ち戻し」の計算をすることになります。

※「特別受益の持ち戻し」とは、

これまで長期間経過するうちに、その証拠が散逸してしまいます。さらに、そのような状況のもと、相続人の一部が所在不明となり、所有者不明の土地が多く生じており、現実に社会問題になつていることは皆様もご存じの

いき、関係者の記憶も薄れていっておりかと思います。

このようなことから、2021年の民法改正において、相続開始から10年を経過した後にする遺産分割は、寄与分や特別受益の主張はできず、原則として法定相続分（又は指定相続分）によることが可能になります。

ただし、例外的に、以下の場合は考慮した具体的相続分を算定することができます。うちには、特別受益や寄与分を

されないまま長期放置されることにより、遺産の管理・処分が困難になくなり、原則として、法定相続分（又は指定相続分）で遺産分割をしなければなりません。

ただし、例外的に、以下の場合は具体的相続分での分割が可能です。

① 相続開始から10年の期間が満了する前の6ヶ月以内の間に、遺産分割の請求ができないやむを得ない事由があつた場合、その事由が相続人が家庭裁判所に遺産分割請求（調停や審判の申し立て）をした場合。

② 相続人が話し合つて特別受益や寄与分を反映した具体的相続分に従つて遺産分割することに合意した場合。

改正法の施行日前に開始した相続についても、改正法の新ルールが適用されます。

ただし、経過措置により猶予期間が設けられ、「相続開始時から

10年経過時」または「改正法施行日から5年経過時」のいずれか遅い時が、具体的相続分による遺産分割の期限となります。

さいごに

弁護士
小川 弘恵
Hiroe Ogawa

各種セミナーを随時開催しています。詳しくは、P.12・13をご覧ください。

伊藤勝彦
弁護士の
時事解説

「ステマ」に対する法規制について

「ステマ」に対する法規制がはじまります

「ステマ」とは「ステルスマーケティング」の略称で、消費者に気づかれずに商品やサービスを宣伝したり、クチコミなどを行ったりすることを指します。企業が芸能人や多数のフォロワーを有するインフルエンサーなどに商品を提供したり報酬

を支払ったりして宣伝であると分からないように商品のレビューを依頼したり、企業内の人物が顧客になりすまして商品の魅力を発信したりする行為がこれに当たります。

内閣府は、令和5年3月28日付告示で「ステマを景品表示法の「禁止行為」(不当表示)に指定し、消費者庁からその「運用基準」が公表されました。この告示は、令和5年10月1日から施行されます。これは、景品表示法の不当表示に「事業者による商品・サービスの表示であることを

消費者が判別するのが困難であるもの」という項目を追加で指定し、「広告であるかも知れない」と認識でき、慎重な商品選択が可能です。しかし、ステマとなると、とて消費者が広告かどうか判別できないようにする」というステマ行為は禁止行為とみなされ、行政処分の対象となるということです。今回は、「ステマ」について考えていきましょう。

なぜ「ステマ」は規制の対象になるの?

ステマが規制されるのは、ステマが①消費者をだます行為であり、②商品やサービスを提供する事業者間の健全な競争や発展を阻害するものであるからとされています。

消費者庁は、「運用基準」において、「ステマは消費者の自主的かつ合理的な購入を阻害する」ために規制すると明記しています。つまり、消費者が事前に広告であると理解してクチコミやレビューを読めば、

10月から何が「不当表示」として規制されるの?

令和5年10月1日から、「ステマ」が景品表示法の不当表示として禁止行為に指定されます。10月1日からの規制ですが、それ以前に発信された内容についてもネット上に残っていれば規制の対象になります。

そして今回追加される不当表示の類型は、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」です。

たとえ表示していても、周りの文字と比較して小さく表記されるなど不明瞭な場合は、ネットやテレビ、新聞・雑誌といつ

ある○○が紹介している商品だからいいものにちがいない」「自分も同じ商品を手に入れたい」と思い、注文したくなるのは無理からぬことです。一方企業側からすれば、クチコミやレビューは、多くの人に商品に対する興味や関心を高められる効果的な手法となります。そしてステマは、インターネットやSNSを通じて広まるため、テレビコマーシャルや新聞広告などと比較して広告費用を抑えることが可能ですね。ステマは手取り早く売り上げにならることができます。

現代の消費者は、商品やサービスの選択を行う際、インターネットやSNSでのクチコミを重視するようになっています。そして芸能人やインフルエンサーは、インターネットやSNS上で大きな影響力をもっています。このような人がクチコミやレビューなどで商品を紹介すると「人気のある○○が紹介している商品だからいいものにちがいない」「自分も同じ商品を手に入れたい」と思い、注文したくなるのは無理からぬことです。一方企業側からすれば、クチコミやレビューは、多くの人に商品に対する興味や関心を高められる効果的な手法となります。そしてステマは、

インターネットやSNSを通じて広まるため、テレビコマーシャルや新聞広告などと比較して広告費用を抑えることが可能ですね。ステマは手取り早く売り上げにならることができます。

また、これまで、どのようなマーケティングも規制の対象としています。

消費者庁から再発防止の措置命令が出され、規制対象は「広告主」で、違反すれば消費者が生じてしましました。

- ①情報源や商品(サービス)の信頼性を確認する。

発信者の過去の言動やフォロワーのコメントをみて、信頼できるか判断しましょう。



『ステマ(ステルスマーケティング)の景表法上の問題を弁護士が解説』

弁護士 石田 優一



代表社員弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito

「これは広告だ」「誇張や誇大な表現があるかもしれません」と認識でき、慎重な商品選択が可能です。しかし、ステマとなると、とて消費者が広告かどうか判別できないようにする」というステマ行為は禁止行為とみなされ、行政処分の対象となるということです。今回は、「ステマ」について考えていきましょう。

このように、ステマによって粗悪品が高評価と表示され、高品質な商品が売れる平な情報が得られないまま鵜呑みにしてしまう危険があり、その結果不利益を被ってしまうのです。

評価と表示され、本来公正であるべき機会が失われると、「企業間の公正で健全な競争」が阻害され、本来公正であるべきマーケットが歪められてしまいます。

このように、ステマによって粗悪品が高評価と表示され、高品質な商品が売れる平な情報が得られないまま鵜呑みにしてしまう危険があり、その結果不利益を被ってしまうのです。

評価と表示され、本来公正であるべき機会が失われると、「企業間の公正で健全

ピラミッド構造となっています。

5 「受け子」「出し子」

SNSなどで、「預金口座を買い取ります」といった書き込みを見たことはありませんか。オレオレ詐欺では、ネット上で売買された預金口座が使われることがあります。また、例え

6
預金口座

「現金を受け取つてくるだけ」などと説明を受けており、オレオレ詐欺であることを知らされていないこと少なくありません。若者は知らず知らずのうちに、犯罪に手を染めてしまうのです。

そして、警察に逮捕されてしまう者の多くが、この「受け子」や「出し子」です。そして、ほとんどのケースで実刑となってしまいます。「受け子」や「出し子」は、詳しいことを聞かされていないことが多いですが、何度も金を受け取つているうちに「オレオレ詐欺では？」と気付くことも多く、「まったく知らなかつた」では済ません。

4 犯人グループ

振り込め詐欺は、組織的に実行されることが多い犯罪です。まず、組織のトップに立つのが、指示役である主

「現金を受け取つてくるだけ」などと説明を受けており、オレオレ詐欺であることを知らされていないことも少なくありません。若者は知らず知らずのうちに、犯罪に手を染めてしまうのです。

そして、警察に逮捕されてしまう者の多くが、この「受け子」や「出し子」です。そして、ほとんどのケースで実刑となってしまいます。「受け子」や「出し子」は、詳しいことを聞かされていないことが多いですが、何度か現

7 さらに

巧妙化しているとともに、若者がオレオレ詐欺に加担してしまったケースが増えています。オレオレ詐欺にだまさないことももちろん大切ですが、知らず知らずのうちにオレオレ詐欺に加担してしまわないように注意することが必要です。

下のQRコードから
バックナンバーを
ご覧いただけます



<https://www.miolaw.jp/criminal/micr0005.htm>

に加担してしまわな

刑事事件入門

オレオレ詐欺

1 オレオレ詐欺とは

もともとは、犯人が電話で「オレ、オレ」と書いて子どもや孫などを装い、



2 その手口

現在、オレオレ詐欺の手口は非常に巧妙化しています。初期のころは、犯人が、電話で「オレ、オレ」と言って子どもや孫などを装い、「交通事故を起こした」「会社のお金をなくした」などと説明して、現金を交付させるといった単純なものでした。しかし、現在は、犯人が1人であることは珍しく、本人（子ども・孫）役、会社の上司役、警察官役、弁護士役、などの役割分担が行われており、複数人が代わる代わる電話に出て、被害者を信じ込ませるような手法が用いられています。

例えば、本人役が「交通事故を起こし

3
防止策

3 防止策

んにちは、弁護士の西村です。オレオレ詐欺の問題が世間を賑わせるようになったのは2000年ごろで、それから20年以上が経ちました。しかし、現在においてもオレオレ

交付させたり振り込ませたりして、現金をだまし取っていたことから、オレオレ詐欺と呼ばれています。オレオレ詐欺は、いわゆる振り込め詐欺の一つです。振り込め詐欺には、他に架空請求詐欺や還付金詐欺などがある

た」と言った後に、弁護士役や警察官役に代わったり、本人役が「会社のお金をなくした」と言つた後に、会社の上司役に代わったりなどします。声や携帯電話番号が違うので気付くのではないか、とも思えますが、声について

「ブラック校則」が 身近な言葉に

まり（校則など）に関するガイドラインには、①さまざま文化や性の多様性への配慮がないもの（女子へのスカートの指定など）、②健康上の配慮がないもの（下着の色を過剰に限定するものなど）が、見直すべき学校のルールとして例示されています。

このガイドラインには、①さまざま文化や性の多様性への配慮がないもの（女子へのスカートの指定など）、③その他合理的な説明が難しいと思われるもの（下着の色を過剰に限定するものなど）が、見直すべき学校のルールとして例示されています。

「ブラック校則」の 問題を考える



「ブラック校則」とは、児童生徒の人権を侵害するなど、世間から見れば理不尽なルールを定めた校則のことを指し、誰もが一度は耳にしたことのある言葉となりました。最近では、大阪市の私立高校が、特定の髪型を校則で指定し、守らない生徒に対して教員が前髪を切るような措置が執られていた問題について、大阪弁護士会が改善を求める勧告を出したことが報道されました。

「ブラック校則」にまつわる事案は、挙げればきりがありません。地毛が茶色の生徒に黒染めを強制した事案、教員が下着の色を強制的にチェックした事案など、様々なものがあります。

神戸市教育委員会は、2021年6月に、「学校生活のルールや決

育効果につながる」といった主張がされています。しかし、いつたい何のためにあるか分からぬルールや、誰もが理不尽に感じるルールを守らせることが、本当に教育効果につながるのでしょうか。

「ルールをきちんと守ろう」という精神は、そのルールの意味を正しく理解し、そのルールが社会にとって有益なものであることを理解してこそ、養われるものであるとります。「ブラック校則」といわれる理不尽なルールを無理やり守らせるとは到底思えません。

ブラック校則に基づく指導は、教育効果につながるものではなく、教育上の必要性を欠いたものとして、学校教育法に抵触するようになります。

さらに、ブラック校則が児童生徒の人権を侵害するものであれば、その校則に基づく指導が不法行為として損害賠償の対象になることもあります。

このように、ブラック校則は、單

なる倫理的な問題ではなく、れっきとした法律問題なのです。

ただ、裁判所は、ブラック校則の問題に介入することに消極的です。

なぜなら、裁判所は、学校現場のことは学校の裁量に任せねばならないから、その校則の姿勢が、ブラック

考え方を採用しているためです。このようないくつかの要因の1つになつてゐるようになります。

私立学校の校風や伝統で 正当化されるのか？

従つて当然です」と市長が主張すれば、果たしてどうなるでしょうか。瞬く間に市民からの反感を買いつけると、高校は生徒が自分で選んだのだから」という論調は、この市長の考え方と大差ないようになります。

私立学校のブラック校則問題について、公立学校側から、「校風や伝統に即したルール」であることを正当化理由として主張されるケースがあります。たしかに、私立学校の校風や伝統を尊重することは大切です。しかし、だからといって、「私立学校はブラック校則を自由に制定してもよい」との結論にはなりません。

学校教育法第11条では、教員は、「教育上必要があると認めるとき」に、児童生徒に懲戒を加えることができる」ことが定められています。裏を返せば、「教育上必要があると認められない」場合、児童生徒に懲戒を加えることは学校教育法上認められていません。

「ブラック校則」の擁護派からは、「厳しいルールを守らせることが教育上必要がある」といって説明がつかないと 思います。学校教育法第11条では、教員は、「教育上必要があると認めるとき」に、児童生徒に懲戒を加えることができる」ことが定められています。裏を返せば、「教育上必要があると認められない」場合、児童生徒に懲戒を加えることは学校教育法上認められていません。

「ブラック校則」の法的問題

「弁護士法人みお 神戸支店」のホームページもぜひご覧ください！
<https://www.mio-kobe.com>



弁護士
社会保険労務士
石田 優一
Yuichi Ishida

みおのセミナー②

生前対策セミナー

～上手に相続対策しましょう～



無料
〈全6回〉

日程	場所	時間	テーマ
7月20日(木)	神戸	14:00	①「贈与」
27日(木)	大阪	14:00	①「贈与」
8月2日(水)	神戸	14:00	②「不動産」
7日(月)	大阪	11:00	②「不動産」
16日(水)	神戸	14:00	③「生命保険」
21日(月)	大阪	14:00	③「生命保険」

日程	場所	時間	テーマ
9月7日(木)	大阪	14:00	④「財産の承継」
13日(水)	神戸	14:00	④「財産の承継」
28日(木)	大阪	14:00	⑤「認知症対策」
10月11日(水)	神戸	14:00	⑤「認知症対策」
16日(月)	大阪	14:00	⑥「事業承継」
25日(水)	神戸	14:00	⑥「事業承継」

最新の税制・法改正に対応し、最近の動向や事例を交えて、相続税対策・納税資金対策、財産の承継や認知症対策について、一步踏み込んだ相続対策を弁護士が解説します。制度や法律を正しく理解することで、大切な資産をまもり、上手に相続対策できます。

セミナー講師

代表弁護士 伊藤 勝彦



※各種セミナーに関する最新情報は、ホームページ(<https://www.miolaw.jp>)をご確認ください。※参加者多数の場合は、人数制限をさせていただく場合があります。

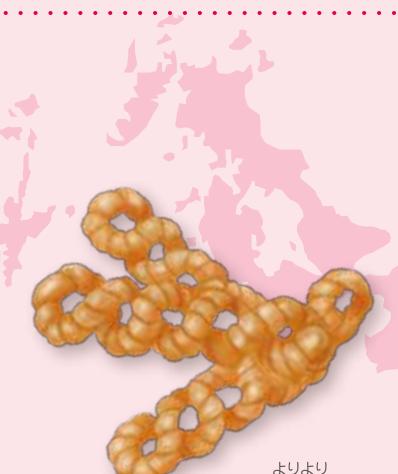
私の出身は長崎なのですが、学生時代を京都で過ごし、約2年前に大阪に引っ越してきました。田舎育ちの私ですが、最近は都会での暮らしにも慣れてきて、楽しく過ごしています。しかし、ふと地元のことを思い出しても懐かしく思うこともあります。そこで今回は、私が子供の頃によく食べていた、お薦めの長崎のお菓子をご紹介いたします。

長崎土産の定番でもあるカステラは皆さんご存じと思いますが、私がお薦めしたいのは、「よりより」というお菓子です。はじめて聞いたという方もいらっしゃると思います。見た目が特徴的で、細長い生地をねじってらせん状に作られています。ネットで調べてみたところ、小麦粉と砂糖を練った生地を油で揚げたもので、「麻花兒(マフアール)」と呼

べられる中国のお菓子が起源のようです。とても素朴な味で、噛めば噛むほど甘さが感じられ、だんだんと癖になります。私が子供の頃はよく母が買ってきてくれて、おやつに食べていました。熱いお茶によく合いますよ。

長崎にお越しの際は、市内にある新地中華街へ足を運んでみてください。そこでちゃんぽんや皿うどんをお腹いっぱい食べた後にお土産屋さんを覗いてみれば、「よりより」に出会えるはずです。そして、最後に大事なご注意を。「よりより」はとっても硬いので、歯に不安のある方はお気を付けください!歯が折れても責任は負いません。

事務局通信
リレー式コラム



みおのセミナー①

「法律セミナー」のご案内



セミナーに関してご興味のある方は、どなたでもご参加いただけます。事前予約制となります。その他、個別相談(初回30分無料)も大阪・京都・神戸事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

●おひとり様セミナー

無料

成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
7月13日(木)	神戸	11:00
20日(木)	大阪	11:00
8月9日(水)	京都	11:00
22日(火)	大阪	11:00
24日(木)	神戸	11:00
9月19日(火)	神戸	11:00
26日(火)	大阪	11:00

●任意後見セミナー

無料

お元気な「今」だからできる生前対策として任意後見制度があります。任意後見の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。

日程	場所	時間
7月5日(水)	神戸	11:00
24日(月)	京都	11:00
27日(木)	大阪	11:00
8月2日(水)	神戸	11:00
24日(木)	大阪	11:00
28日(月)	京都	11:00
9月11日(月)	京都	11:00
13日(水)	神戸	11:00
21日(木)	大阪	11:00

●遺言書作成セミナー

無料

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類・作成方法など遺言書の基礎知識や、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
7月5日(水)	京都	11:00
12日(水)	神戸	11:00
18日(火)	大阪	11:00
8月21日(月)	大阪	11:00
30日(水)	神戸	11:00
9月6日(水)	京都	11:00
11日(月)	大阪	11:00
20日(水)	神戸	11:00

●離婚セミナー(女性・男性)

ワンコイン(500円)

離婚を考えている方や離婚協議の方へ、離婚問題についての戦略的な方法を解説します。

日程	場所	時間
7月6日(木)	神戸	13:30
10日(月)	大阪	13:00
8月7日(月)	大阪	13:00
10日(木)	神戸	13:30
9月4日(月)	大阪	13:00
7日(木)	神戸	13:30

日程	場所	時間
7月5日(水)	神戸	18:00
21日(金)	大阪	18:00
8月2日(水)	神戸	18:00
25日(金)	大阪	18:00
9月13日(水)	神戸	18:00
22日(金)	大阪	18:00

各種セミナーのご予約・お問い合わせは

受付時間(月~土)／9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料]

な や む な み お
0120-7867-30
通話料無料

令

和4年4月1日から成
人年齢が18歳に引き下
げられ、18歳から親権者

の同意なしに契約ができるよう
になりました。そして、この2~3年の
間に、コロナ禍で対面を避けるため
にインターネットでの取引や電子マ
ネーの利用が増え、私たちの消費生
活が大きく変化しています。若年者
や高齢者に限らず、どの年代の人も、
消費に関するトラブルを防ぐために、
普段から積極的に情報を収集し、対
応策を知っておくことが大切です。

消費に関するトラブルを防ぐために、
普段から積極的に情報を収集し、対
応策を知っておくことが大切です。
や高齢者に限らず、どの年代の人も、
消費に関するトラブルを防ぐために、
普段から積極的に情報を収集し、対
応策を知っておくことが大切です。

気をつけたい 消費者トラブル

よくある消費者トラブルの例と
して、電話勧誘販売、訪問販売・点
検商法、催眠商法（景品に釣られて
会場に行き、最後は高額な商品を
買わされてしまします）、訪問購入
(不用品の買い取りを口実に高価な
宝石や貴金属を安く買い取られま
す)、架空請求・不当請求(パソコンや
スマートフォン、携帯電話によるワン
クリック詐欺や出会い系サイト)、通
信販売(インターネット・テレビ・カタ
ログショッピングなど)、お試し定期
購入(インターネットショッピング)、
送り付け商法(注文した覚えがない
商品が届く)などがあります。

リーガル サポート
インフォメーション リガサボ!

よくある消費者トラブルと クーリング・オフ制度



行政書士
中塚 美佐子
Misako Nakatsuka

スマートフォン、携帯電話によるワン
クリック詐欺や出会い系サイト)、通
信販売(インターネット・テレビ・カタ
ログショッピングなど)、お試し定期
購入(インターネットショッピング)、
送り付け商法(注文した覚えがない
商品が届く)などがあります。

被害に遭つたら クーリング・オフできるか 検討しましよう

クーリング・オフとは、電話勧誘販
売や訪問販売、マルチ商法などで商
品の購入やサービスの契約をした場
合に、消費者が契約を再考できるよ
う、一定の期間内であれば消費者側
から無条件で契約解除できる制度
です。特定商取引法で定められた
クーリング・オフの期間内であれば、
商品を使用していても、工事が完了
していくも、契約を解除できる場合
があります。ただし、自らの意思で
店舗に行き商品を購入した場合や、
通信販売での購入など、取引の形態

を解除することをはがき等の文書
にして、特定記録郵便などで販売
会社宛てに通知します。購入にあた
りクレジット契約を結んだときは、
支払い義務もありません。商品を受
け取っている場合や取り付けしてい
る場合でも、販売業者は無料で商品
を引き取るなど現状回復をしなけ
ればなりません。



信販会社等にも通知することを忘
れずに。そして、クーリング・オフし
た証拠は必ず残しておきましょう。
契約書やクーリング・オフの通知文
書の写し、特定記録郵便の発送記
録、メールでクーリング・オフしたと
きはそのメールを保存、LINE等
ならそのスクリーンショットを保存
しておきます。

被害に遭わないと 氣を付けたいこと

私たちにできる対応策としては、
必要がないときは「お断りします」
と勇気を出してはつきり言うことと
あります。あいまいな返事は禁物。「儲かり
しますよ」「今ならお得です」「安く
します」といった言葉巧みなセールス
には要注意。契約を急がせる業者に
人で悩まずに、まずは専門家やお住
まいの市町村の消費者生活相談窓
口へご連絡ください。

対しては慎重に。インターネットで契
約する際は、約款など最後のページ
まで必ず目を通して確認した上で
契約しましょう。

とはいっても、高額な買い物や契約じ
とを一人で決めるのは不安なこともあります。

あります。契約する前に、家族や友
人など周りの人に相談できれば安心
ですね。

クーリング・オフの適用外でも契
約を取り消すことができる場合が
ありますので、少しでもおかしいな
あと疑問に思うことがあつたら、一
人で悩まずに、まずは専門家やお住
まいの市町村の消費者生活相談窓
口へご連絡ください。

予告 次号
顧問弁護士 西向が担当します。

編集後記

暑中お見舞い申し上げます。暑い日が続きますが、皆様
はいかがお過ごしでしょうか。
当事務所とご縁のある大切な方にお届けしているMIO
PRESSですが、日々ご縁が広がって、お届け先が少し

ずつ増えております。巻末アンケートについても、引き続
きご協力をいただければ大変励みになります。
今後も、日々研鑽を積んで参りますので、どうぞよろしく
お願ひいたします。

※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。



弁護士 田村 由起

キリトリ線

フリガナ	お名前	お 住 所

お出でください。



郵便はがき

5 3 0 8 7 9 0

1 6 4

差出有効期間
2023年12月
31日まで

切手をはさずに

読者プレゼント&
アンケートはがき

左の郵便はがきに必要事項を
ご記入の上、アンケートにご
協力いただいた方の中から、
**抽選で30名様に澤田有紀弁
護士が執筆した書籍(1冊)を
プレゼント**いたします。ふるつ
てご応募ください!!

●プレゼント応募締切/
2023年9月30日(土)
※当日消印有効

※プレゼントは選ぶことができません。
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる
場合があります。予めご了承ください。

